

# 令和7年3月21日成田市議会告示第1号

## 成田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、成田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和7年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（別記第2号様式）により行わなければならない。

### (報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

### (報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、成田市議会事務局において、成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条第1項に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間にすることができる。

2 閲覧に係る報告及び訂正は、成田市議会事務局以外の場所に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

### (期限等の特例)

第5条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 前条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式

請負状況等報告書

年 月 日

(あて先) 成田市議会議長

成田市議会議員

次のとおり報告します。

| 契約締結日 | 対象とする役務,<br>物件等 | 契約金額 (単価契<br>約である場合はそ<br>の旨) | 昨年度 (会計年<br>度) に支払を受け<br>た額 |
|-------|-----------------|------------------------------|-----------------------------|
|       |                 | 円                            | 円                           |
|       |                 | 円                            | 円                           |
|       |                 | 円                            | 円                           |
|       |                 | 円                            | 円                           |

|          |   |
|----------|---|
| 支払を受けた総額 | 円 |
|----------|---|

(注) 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式

訂正届

年 月 日

(あて先) 成田市議会議長

成田市議会議員

次のとおり訂正をする必要があるため、届け出ます。

- 1 訂正箇所
- 2 訂正の理由